

# 虐待防止マニュアル

## 【児童虐待】

### ○児童虐待の定義

- ① 身体的虐待（殴る、蹴る、激しく揺さぶる、やけどを負わせる等）
- ② 性的虐待（こどもへの性的行為、性的行為を見せる、裸の写真を撮る等）
- ③ 心理的虐待（きつい言葉がけ、きょうだい間での差別、子どもの前で家族に対して暴力をふるう〔DV〕及び激しい夫婦喧嘩等）
- ④ ネグレクト（閉じ込める、食事を与えない、不潔、車の中に放置する、病院に連れて行かない等）

### ○保育を行う中でこんな子どもの様子があつたら注意深く見ていく。

\* 登所時

- ・衣服、頭髪の汚れ（毎日同じ服、季節感のない服、におう等）
- ・不自然なあざ、怪我、やけど、怪我の理由をごまかす、つじつまが合わない
- ・保護者の言葉に緊張した態度や視線を見せる
- ・子どもに暴言を吐いたり、強引に引っ張って連れてきたりする
- ・毎日オムツがパンパンで汚れたまま登所する

\* 日中

- ・コップ等必要なものを持ってこない
- ・叱っていなくても、すぐに「ごめんなさい」や「おこらないで」と言う
- ・感情の起伏が激しい
- ・無気力、無反応
- ・朝から空腹を訴え、異常な食欲

\* 降所時

- ・保護者の迎えを喜ばない、帰りたがらない
- ・他の保護者に必要以上に甘える
- ・迎えが頻繁に遅れる
- ・保護者が怒鳴ったり命令口調で連れて帰る

※ このような事象があつたら普段から記録を（日付を含む）ボールペン書きで残しておく

※ 傷、あざ等は写真に撮って残す（その際、本人確認の為、顔も映るようにする）

※ 理由不明の欠席及び理由を問わず7日以上の欠席が続く

## ○通報のタイミング、連絡先

タイミング・・・朝一番 9:00

連絡先・・・こども家庭課 94-5666

※こどもに聞き取りをする際は最低限のことだけにする

(詳しく聞いてしまうと、こどもは保護者との関係を壊したくないと考えて、話さなくなってしまうことがある)

### 報告内容

- ① こどもの基礎情報（名前および保護者名、生年月日、住所、兄弟）
- ② 虐待と思われる内容
- ③ 今、現在のこどもの状況（どこにいるか、泣いている、おびえている等）

### 緊急性が高いケース ➔ 一時保護の可能性が高い為すぐ報告をする

- ◎首から上、危険部位に傷やあざがある
- ◎やけど
- ◎傷やあざが複数ある
- ◎性的虐待
- ◎こどもが家に帰りたくないと怯えている

担任  
所長（補佐）

こども家庭課（94-5666） こども家庭課職員が情報収集  
(住民基本台帳の確認、町の今までのかかわりの有無、  
健診の情報等)

こども家庭課職員が  
目視確認に保育所へ

緊急性があると判断された場合はこども家庭課から児童相談所へ連絡  
保護する際は保育所から児童相談所に連れていく為、保育時間中に報  
告する  
その際、保護者には絶対に連絡はしないこと  
(児童相談所より保護者へ連絡が入る)

・その後の情報はこども家庭課から保育所へ連絡が入る

【報告事項】

保育所

年      月      日      AM   :      PM   :

\* 確認者名      組 担任 ( )

\* 園児名      組 名 ( )

\* 怪我、あざ、傷の有無      有・無

\* 部位      有 ( 頭・顔・体・手・足 )

\* 写真の有無      有・無

・ 子どもの身体的な様子 ( )

(例) おびえている、におう、オムツが朝からパンパンで汚れている等

・ 子どもの話した内容 ( )

・ 保護者の様子 ( )

報告した人： 所長・補佐・こども家庭課

※ 所長不在の場合はこども家庭課へ連絡する

【報告の流れ】

担当保育士

・ 報告事項を記載し報告



所長(補佐)

・ 経過観察 or 報告



こども家庭課

・ 目視にて確認後、観察 or 通告



児童相談所